

事業主の証明による被扶養者認定Q & A（令和8年改訂版）

Q 1 どのような方が対象になりますか。

A 今回の措置の対象は、事業主に雇用されている方で現在被扶養者の方、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方が対象となります。学生であっても同様の取り扱いとなります。

Q 2 今回の措置はいつから開始されるのでしょうか。

A 現在認定されている被扶養者については令和6年度の認定要件の収入確認から、新たに被扶養者認定する場合は、10月20日以降の収入確認から適用されます。

Q 3 一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、引き続き被扶養者認定が可能とのことですが、上限額はいくらまででしょうか。

A 具体的な金額の定めはありません。仮に上限を設けた場合、その上限が新たな「年収の壁」となりかねないことから雇用契約書等も踏まえつつ当該増収が一時的なものかどうか確認します。

なお、被扶養者が組合員と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合や、被扶養者が組合員と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が組合員からの援助による収入額を上回る場合には、被扶養者の認定が取り消されることとなります。

Q 4 今回の措置について、あくまでも「一時的な事情」として収入変動にかかる認定を行うことから認定の回数上限はありますか。

A 連続2回までを上限とすることとされています。2回の考え方については、新たに被扶養者を認定する際に一時的な収入変動がある場合は、申請時に事業主の証明を提出して「1回」となります（一時的な収入変動がない場合は提出不要です）。

また次の年の現況確認で再び、事業主の証明を提出した場合「2回」となります。「連続する2回」とは2年間の各年における認定要件の確認において事業主の証明を提出するということです。

(例) 1回目：R6年の認定要件確認で事業主証明提出（令和5年10月～令和6年3月分）

2回目：R7年の認定要件確認で事業主証明提出（令和6年4月～令和7年3月分）

令和7年4月1日以降、3か月連続で認定基準月額を超過

この場合、認定基準月額を超過した3か月目の給与支給日の翌日で認定取消となります。

~~令和7年以降に関しては次期年金制度改正に向けて、社会保障審議会年金部会において議論を開始したところであり、その制度改正を検討するため決まり次第通知いたします。~~

Q 5 (R 8 追加) 措置の恒久化に伴い、「連続2年まで提出可能」という原則に変更はないでしょうか。

A 恒久化したものの、連続する2年までは認定継続するという原則は変わりません。
2年連続で収入基準を超過し、事業主の証明を提出したことによって認定継続した被扶養者について、その翌年も収入超過したことが確認された場合はその年から認定取消となります。

Q 6 今回の措置は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、引き続き被扶養者認定が可能となるとのことですが、どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

A 一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されます。

具体的には次の通りの状況が想定されます。

- ・他の従業員が退職したことにより当該労働者の業務量が増加したケース
- ・他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

一方で基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に認定基準額以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。

Q 7 フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合、今回の措置の対象となるのでしょうか。

A あくまでも事業主の人出不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としております。そのため、フリーランスや自営業者などについては対象となりません。

なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある者について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準を越えた場合は、対象になります。

Q 8 シフト制の場合、今回の措置における取扱いはどうなるでしょうか。

A シフト制であっても同様の取扱いとなります。一時的に勤務が増加することにより収入超過となる場合は、事業主の証明により扶養を継続できます。

ただし、契約変更により時給等が上昇し、通常どおり勤務した場合においても収入超過が見込まれる場合は対象となりません。

Q 9 対象被扶養者が60歳以上の者である場合又は年齢にかかわらず障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合は、年間収入の要件が180万円未満とされていますが、判定の際に上限180万円が適用されるのでしょうか。

A そのとおりです。

Q 1 0 **(R 8 追加)** 事業主証明が2年連続で提出された後、収入が認定基準額を超過したことにより認定取消となった後、収入が認定基準額を下回ることが分かれば再認定が可能でしょうか。

A 収入が認定基準額を下回ることが明らかになった場合は再認定が可能です。

毎月の給与収入額が変動する場合は、3か月連続で収入が認定基準月額を下回ったら、給与支給日を事実発生日として再認定することができます。

Q 1 1 **(R 8 追加)** 収入超過により一度扶養認定を取消した者を再認定した場合に、一度取消となっているため事業主証明の提出回数については通算せず、再認定後に事業主証明の提出があった場合は1回目(1年目)と判断すべきでしょうか。

A 認定取消後にさらに再認定が行われた場合は、2年連続のカウントはリセットされます。

そのため、再認定後に事業主証明が提出された年から連続2年までは事業主証明による認定継続が可能です。

ただし、人手不足が原因であっても、それが一時的な事情と認められない場合は認定取消となります。

例えば、認定取消前と同じ事業所に勤務し、勤務形態も同じで、引き続き人手不足の状態であるときは、一時的な事情による収入超過とは認められないため、認定基準額以上の収入を得る見込みが立ったところで扶養取消となります。